

第4章 消防用設備等の技術基準

第9 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。以下同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第20条、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）の基準によるほか、次による。ただし、当市においては、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備と比べ使用方法が難しく、また設置場所の環境や外気温等の影響を受けやすい設備であることから動力消防ポンプの設置は推奨していない。

1 設置場所

動力消防ポンプは、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。▲

2 水源等

(1) 地盤面下に設けるもので、吸管投入孔を設けるもの

ア 機器

(ア) 第17消防用水第3(2)ア(ア)から(イ)までによるほか、次による。

(イ) 吸管投入孔には次の表示及び標識を設ける。

a 表示

「動力消防ポンプ設備の水源」又は「吸管投入孔」である旨

b 標識

「有効水量〇〇m³」又は「採水可能水量〇〇m³」である旨

(ウ) 消火栓の開閉金具を使用して容易に取り外しができること。

イ 設置場所

第17消防用水第3(2)イを準用する。この場合において、「消防ポンプ自動車」は「動力消防ポンプ設備」に読み替える（第17消防用水第3(2)イ(イ)においては「消防ポンプ自動車が停車」を「動力消防ポンプ設備を配置」に読み替える。）。

ウ 水源の構造▲

第17消防用水第3(3)イを準用する。

エ 水源水量（地盤面下4.5m以内の部分の水量に限る。）

(ア) 政令第20条第4項第3号に規定する量以上とする。

(イ) 第17消防用水第3(3)エを準用する。

(2) 地盤面下に設けるもので、採水口を設けるもの

ア 機器及び設置場所

第17消防用水第4(2)ア及びイを準用するほか、結合金具の規格省令に規定するもので、設置する動力消防ポンプ設備の吸管が接続できるものとする。

イ 配管等▲

第2屋内消火栓設備第4(1)から(3)を準用するほか、次による。

(ア) 開閉弁又は止水弁には、「常時開」又は「常時閉」の表示をする。

(イ) 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とする。

ウ 水源の構造

貯水槽、減水警報装置、補給水管、補給用のマンホール、通気管その他必要な機器により構成するほか、第17消防用水第3(3)イ（(ア)を除く。）を準用する。

エ 水源水量

(1)エを準用する。

(3) 地盤面下より高い部分に設けるもの

ア 採水口

(ア) 採水口は、(2)アを準用する。

(イ) 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。▲

イ 貯水槽

(ア) 設置場所は、第2屋内消火栓設備第2の2(1)を準用する。

(イ) 機器は、第2屋内消火栓設備第2の2(2)を準用する。

ウ 水源の構造

第2屋内消火栓設備第3(3)イを準用する。

ただし、水源を設置する場所が、不燃区画された専用の室（第2屋内消火栓設備第2イ(ア)の例による場所）又は貯水槽面から建築物の外壁までの水平距離が5m以上離れている場所（外壁が不燃材料で造られ、かつ、

第4章 消防用設備等の技術基準

第9 動力消防ポンプ設備

その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合を除く。)で、かつ、次の全てを満たす場合については、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの(以下「FRP製」という。)を用いることができる。(第9-1図参照)

- (ア) 貯水槽の周囲に可燃物を保管しないこと。
- (イ) 有効水量が5.2 m³以下の水槽であること。
- (ウ) (12)～(14)項以外の用途部分がない防火対象物であること。

エ 配管等

(2)イを準用する。

オ 貯水槽等の耐震措置

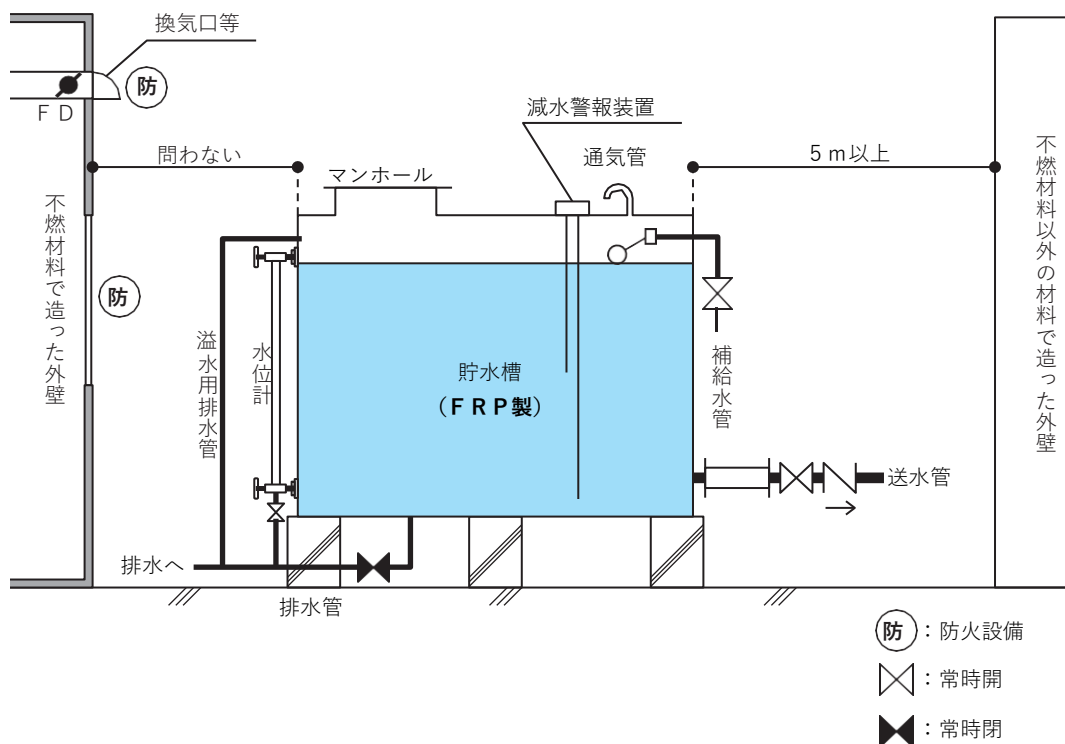
第2 屋内消火栓設備第10 を準用する。

3 器具

- (1) 吸管は、第2 に定める水源を有効に使用できる長さのものを設ける。▲
- (2) 消防用ホースは、政令第20 条第4 項第2 号の規定によるほか、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設ける。

4 維持管理

動力消防ポンプ設備は、設置場所の環境や外気温等の影響を受けやすい設備であり、その機能及び性能を維持するためには定期的な始動点検が有効であることから、法第17 条の3 の3 に規定する定期点検以外にも、日常的に自主的な点検を行い、防火対象物使用開始届出書や防火管理台帳等に記録し、保存するものとする。▲



第9-1 図